

釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創業務に係る募集要項

1 要旨

この募集要項は、「釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創業務」（以下、「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

釧路市では、これまで、ふるさと納税、観光、長期滞在、移住といった、関係人口・交流人口という視点から「外から稼ぐ」取組を進めてきたが、それぞれの担当部署が取組を行っており、部分最適化してしまっている。また、釧路市には、地域資源に由来する価値が多数あるものの、その価値が散在しており、上記取組においても、それぞれが別々の価値を打ち出し、誘客を行っている状況にある。これら取組を、ひとつの「外から稼ぐ」取組として見た場合、一体感や連続性がなく、十分な効果を上げることができていなかったのではないかと考えている。

本業務は、こうした実情を踏まえ、ふるさと納税から移住までを連続性、一体性を持たせたマーケティングを実践するため、デザイン経営の手法やデータ分析を用いて、釧路市の価値を表現する長期的イメージ（以下、「長期的イメージ」という）及びマーケティング戦略（以下、「戦略」という）を策定するとともに、長期的イメージを浸透させるためのプロモーションに係る取組方針を策定し、実施するものとする。これにより、ふるさと納税の寄附額の増額、釧路市に対する認知度や観光意欲度等を高め、釧路市の稼ぐ力の強化を目指すものとする。なお、本業務委託事業者は共創パートナーとして位置づけ、市とともにプロモーションを実施するものとする。

3 業務の概要

(1) 業務名

釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創業務

(2) 業務内容

別紙「釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創業務要求水準書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約上限額

委託期間内の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,089,500 円

年額内訳（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2025（令和7）年度 3,630,000 円

2026（令和8）年度 14,459,500 円

業務内容別内訳（参考）※あくまで目安であり、内訳についても提案を求めるものとする。

業務内容	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	合計
(1)戦略の策定、取組実施	200,000	250,000	450,000
(2)データ分析	400,000	0	400,000
(3)キックオフ市民セミナー 周知、開催	300,000	0	300,000
(4)市民参加型 ワークショップ開催	1,650,000	1,650,000	3,300,000
(5)ロゴ・キャッチコピー・イメー ジカラー制作	0	1,800,000	1,800,000
(6)PR・プロモーション 媒体制作、実施	250,000	8,000,000	8,250,000
(7)PR・プロモーションの取組 方針策定	200,000	250,000	450,000
諸経費 ((1)～(7)の合計額の 10%以内)	300,000	1,195,000	1,495,000
小計	3,300,000	13,145,000	16,445,000
消費税	330,000	1,314,500	1,644,500
合計	3,630,000	14,459,500	18,089,500

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最優秀提案事業者を選定する。

5 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数法人による連合体

(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 釧路市内に本店、支店又は事業所を有していること。ただし、コンソーシアムの場合、いずれかの構成員が釧路市内に本店、支店又は事業所を有していれば、その他構成員はこの限りではない。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

エ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

オ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

6 企画提案に係る手続

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

・【様式第1号】参加表明書

（単独企業の場合は様式第1号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号の2を用いるものとする）

・【様式第2号】会社概要

イ 提出期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月29日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市マーケティング戦略室マーケティング戦略係（担当：太田）

電話：0154-68-5949

E-mail : ma-marketing@city.kushiro.lg.jp

エ 提出方法

P D F 形式にてメールにより提出するものとする。なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については、【様式第3号】参加資格要件審査結果通知書により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下「参加資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

・【様式第4号】企画提案書

（単独企業の場合は様式第4号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第4号の2を用いるものとする）

イ 提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月20日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

上記6-(1)-ウに同じ。

エ 提出方法

上記6-(1)-エに同じ。

(3) 企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、改めて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

エ 提案事業者を特定できる表現（たとえば、会社名など）をすべて記号や黒塗りにするなどして特定できないように加工したデータも必ず提出すること。

(4) 失格となる参加資格適合者

参加資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書等及び企画提案書を無効として、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。

イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 5に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことがで

きなくなった場合。

エ その他、本募集要項の定めに反した場合。

オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、【様式第5号】企画提案書要件審査結果通知書により通知する。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。

オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

7 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、【様式第6号】質問書により受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

上記6-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

上記6-(1)-エに同じ。

(4) 受付期間

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問については、令和7年7月10日（木）及び令和7年7月18日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時までとする。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問については、令和7年8月1日（金）から令和7年8月5日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時までとする。

(5) 回答方法

ア 参加表明書等の作成、提出に係る質問に対する回答は、質問者に対し、令和7年7月24日（木）までにメールで送信するものとする。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、釧路市ホームページに令和7年8月8日（金）までに都度掲載するものとする。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書の審査は、公募型プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合者に対しては、【様式第3号】参加資格要件審査結果通知書によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。また、この審査において非適合と判定された者に対しては、同通知書によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による要件審査

参加資格適合者により提出された企画提案書について、6(5)の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、【様式第5号】企画提案書要件審査結果通知書によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による内容審査

公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最優秀提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

評価項目	評価基準	企 画 提案書	配点	評価点数			
				優	良	可	不可
実施体制・実績 (10 点)	・本業務を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保しているか。本業務を着実に実施するための実施方針、業務スケジュールとなっているか。	業務実施体制報告書 1-(1)(2)	5 点	5	3	1	0
	・本業務の実施に必要な実績、または能力を提案者が有しているか。	業務実績書	5 点	5	3	1	0
業務内容 (85 点)	(1) 戦略の策定、取組実施 ・ふるさと納税、観光、リモートワーク、長期滞在、移住と連動させた釧路市のブランド化により、「外から稼ぐ」を実現させる、効果的な提案となっているか。	2-(1)	15 点	15	8	4	0
	(2) データ分析 ・データ収集や分析、公表資料作成等の手法について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(2)	10 点	10	5	2	0
	(3) キックオフ市民セミナー周知、開催 ・セミナーの集客、開催結果の公表方法について、市民の関心を高める、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(3)	5 点	5	3	1	0
	(4) 市民参加型ワークショップ開催 ・事前の意見やアイデア出し、ワークショップの開催方法、開催回数、開催結果の公表方法について、市民の納得が得られるような、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(4)	10 点	10	5	2	0
	(5) ロゴ・キャッチコピー・イメージカラー制作 ・ワークショップの結果、取りまとめた意見・アイデアのデザインへの反映方法、市民投票の実施方法について、市民の納得が得られるような、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(5)	15 点	15	8	4	0

	(6) PR・プロモーション媒体制作、実施 ・長期的イメージをPR・プロモーションする媒体として具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(6)	15 点	15	8	4	0
	(7) PR・プロモーションの取組方針策定 ・ターゲットへの長期的イメージの浸透にむけ、効果的な提案となっているか。	2-(7)	15 点	15	8	4	0
価格 (5 点)	・見積金額が提案内容に対して適正であるか。	見積書	5 点	5	3	1	0
合 計			100 点				

(4) プレゼンテーションの実施日

令和7年9月1日（月）※時間等の詳細については、別途通知する。

(5) 実施場所

オンライン ※詳細については、別途通知する。

(6) 時間

ア 提案事業者によるプレゼンテーション 20 分

イ 審査委員会によるヒアリング（質疑応答） 15 分程度

(7) 参加者

ア 提案事業者1者につき5名以内とし、提案内容に直接携わる者がプレゼンテーションを行うこととする。

イ 提案事業者以外の参加は不可とする。

ウ 公正な審査を行うためプレゼンテーションおよびヒアリングは、事業者を特定できる情報（法人名等）を伏せて行うこと。

(8) 資料等

6(2)アの企画提案書等を用いることとし、追加資料等の使用は認めない。
ただし、企画提案書等の記載内容を整理した資料は使用を認めることとし（新たな提案等が含まれている場合は不可）、令和7年8月28日（木）正午までに担当部署へ提出し、許可を得ること。

9 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合といい、6(5)で示す項目に該当した場合を無効といい、また公募型プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定ということとする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記６－(1)－ウに同じ。

イ 提出方法

上記６－(1)－エに同じ。（様式は任意）

ウ 受付期間

通知のあった日から、土曜日、日曜日及び祝日を除く３日以内の９時から１７時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く３日以内に行う。

10 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

公募型プロポーザル審査委員会において最優秀提案事業者を選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、当該事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、【様式第７号】事業者特定結果通知書により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、市長が特定した事業者の提案した企画提案書内に記載された見積額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、原則年度ごとの分割払いとする。ただし、必要のある場合は、協議により定めた支払計画に基づき前払金も可とする。

11 スケジュール（予定）

実施内容	日程
募集要項等の公告	令和7年 7月 8日（火）
参加表明に関する質問書の提出期限	令和7年 7月 18日（金）
参加表明に関する質問に対する回答	令和7年 7月 24日（木）
参加表明書等の提出期限	令和7年 7月 29日（火）
参加資格審査結果通知及び企画提案書の提出要請	令和7年 7月 31日（木）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和7年 8月 5日（火）
企画提案に関する質問に対する回答	令和7年 8月 8日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年 8月 20日（水）
プレゼンテーションの参加要請通知	令和7年 8月 25日（月）
プレゼンテーション及び内容審査の実施	令和7年 9月 1日（月）
選考結果通知	令和7年 9月上旬予定
業務委託契約の締結（随意契約）	令和7年 9月上旬予定

12 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市マーケティング戦略室マーケティング戦略係（担当：太田）

電 話：0154-68-5949

E-mail：ma-marketing@city.kushiro.lg.jp